

令和7年8月27日招集

令和7年第3回
日高市議会定例会議案

目 次

	頁
議案第51号 令和6年度日高市一般会計歳入歳出決算の認定について	3
議案第52号 令和6年度日高市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	4
議案第53号 令和6年度日高市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	5
議案第54号 令和6年度日高市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	6
議案第55号 令和6年度日高市武蔵高萩駅北土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	7
議案第56号 令和6年度日高市水道事業会計決算の認定について	8
議案第57号 令和6年度日高市下水道事業会計決算の認定について	9
議案第58号 令和7年度日高市一般会計補正予算（第4号）	別冊
議案第59号 令和7年度日高市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第60号 令和7年度日高市介護保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第61号 令和7年度日高市武蔵高萩駅北土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第62号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	10
議案第63号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	14
議案第64号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	19
議案第65号 日高市重度心身障害者医療費助成金の支給に関する条例の一部を改正する条例	21
議案第66号 日高市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	25
議案第67号 日高市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例の一部を改正する条例	31
議案第68号 日高市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	34
議案第69号 町の区域を新たに画すること及び字の区域を変更することについて	36
議案第70号 人権擁護委員の候補者の推薦について	40

議案第51号

令和6年度日高市一般会計歳入歳出決算の認定について

別冊令和6年度日高市一般会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年8月27日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

議案第52号

令和6年度日高市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

別冊令和6年度日高市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年8月27日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

議案第53号

令和6年度日高市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

別冊令和6年度日高市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年8月27日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

議案第54号

令和6年度日高市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

別冊令和6年度日高市介護保険特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年8月27日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

議案第55号

令和6年度日高市武蔵高萩駅北土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

別冊令和6年度日高市武蔵高萩駅北土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年8月27日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

議案第56号

令和6年度日高市水道事業会計決算の認定について

別冊令和6年度日高市水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年8月27日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

議案第57号

令和6年度日高市下水道事業会計決算の認定について

別冊令和6年度日高市下水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年8月27日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

議案第62号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
（週休日の振替等） 第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、市規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち市規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（第3条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として市規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。	（週休日の振替等） 第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、市規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち市規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（第3条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として市長が定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者（第18条の3第1項において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 略

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第13号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者（第18条の2第1項において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 略

(3) <u>職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> 2 <u>任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> (2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） <u>第18条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） <u>第18条の2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要
--	---

とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 （勤務環境の整備に関する措置） <u>第18条の4</u> 略	とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 （勤務環境の整備に関する措置） <u>第18条の3</u> 略
--	---

附 則

- この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

令和7年8月27日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

妊娠・出産時や育児期の職員を支援するため、仕事と育児の両立支援制度の個別周知及び利用の意向確認等の措置を定めたいので、この案を提出するものである。

議案第63号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> （部分休業をすることができない職員） 第21条 略 （1）略 （2）勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> （部分休業をすることができない職員） 第21条 略 （1）略 （2）勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して市長が定

勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>） （<u>第1号部分休業の承認</u>） 第22条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u> 2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は同条例第15条の2第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業の承認</u>については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業の承認</u>については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認	める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）を除く。） （<u>部分休業の承認</u>） 第22条 <u>部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は同条例第15条の2第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業の承認</u>については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業の承認</u>については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受け
--	--

を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第２号部分休業の承認）

第22条の２ 育児休業法第19条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

（１） １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（２） 第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間）

第22条の３ 育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第22条の４ 育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

て勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

(1) <u>非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> (2) <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> 第22条の5 <u>育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> <u>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</u> 第23条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認</u>を受けて勤務しない場合には、給与条例第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> 第24条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	<u>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</u> 第23条 職員が<u>部分休業の承認</u>を受けて勤務しない場合には、給与条例第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> 第24条 <u>第13条の規定は、部分休業について準用する。</u>
--	---

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の第22条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

令和7年8月27日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

育児を行う職員の仕事と生活の両立を一層容易にするため、部分休業制度の取得形態の拡充をしたいので、この案を提出するものである。

議案第64号

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和48年条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
（給与の減額） 第4条 略 2 略 3 技能労務職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は修学部分休業（当該職員が大学その他の任命権者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において任命権者が必要と認める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その	（給与の減額） 第4条 略 2 略 3 技能労務職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は修学部分休業（当該職員が大学その他の任命権者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において任命権者が必要と認める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しな

勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

い１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、令和７年10月１日から施行する。

令和７年８月27日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、部分休業制度の取得形態が拡充されたため、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものである。

議案第65号

日高市重度心身障害者医療費助成金の支給に関する条例の一部を改正する条例

日高市重度心身障害者医療費助成金の支給に関する条例（昭和50年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
（定義） 第2条 略 (1)・(2) 略 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの <u>(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める2級の障害を有するもの</u>	（定義） 第2条 略 (1)・(2) 略 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有する者

(5)・(6) 略 2・3 略 4 <u>この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定により公費負担された医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号の精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者で、精神通院医療に該当する医療費を自己負担したが公費負担が発生しなかった場合もこれを含む。）をいう。</u> （対象者） 第3条 略 （1）略 ア 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所、入院又は入居している者 イ～コ 略 （2）～（13）略 2 略 （1）～（3）略	(4)・(5) 略 2・3 略 （対象者） 第3条 略 （1）略 ア 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所、入院又は入居している者 イ～コ 略 （2）～（13）略 2 略 （1）～（3）略
--	---

(4) 重度心身障害者となった年齢が65歳以上の者。ただし、<u>前条第1項第5号又は第6号</u>に規定する重度心身障害者であって、65歳に達する日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にあり、その旨の市長の認定を受けたものについては、この限りでない。 (医療費助成) 第4条 市は、対象者に係る医療の一部負担金（<u>次の各号に掲げるものを除く。</u>）について、対象者に助成金の支給（以下「医療費助成」という。）をするものとする。ただし、対象者の責めにより過分の自己負担があるときは、その額につき医療費助成金の対象としない。 (1) <u>第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金</u> (2) <u>第2条第1項第4号に規定する重度心身障害者に係る精神通院医療費以外の一部負担金</u> 2・3 略	(4) 重度心身障害者となった年齢が65歳以上の者。ただし、<u>前条第1項第4号又は第5号</u>に規定する重度心身障害者であって、65歳に達する日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にあり、その旨の市長の認定を受けたものについては、この限りでない。 (医療費助成) 第4条 市は、対象者に係る医療の一部負担金（<u>第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。</u>）について、対象者に助成金の支給（以下「医療費助成」という。）をするものとする。ただし、対象者の責めにより過分の自己負担があるときは、その額につき医療費助成金の対象としない。 2・3 略
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の日高市重度心身障害者医療費助成金の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 改正後の第2条第1項第4号に規定する重度心身障害者の受給資格の登録に係る必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和7年8月27日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

重度心身障害者医療費助成金の支給対象者の範囲を拡大したいので、この案を提出するものである。

議案第66号

日高市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

日高市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（令和5年条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後		改 正 前	
（建築物の高さの最高限度）		（建築物の高さの最高限度）	
第7条 略		第7条 略	
2 略		2 略	
3 前項各号に定める部分並びに建築物と一体となって屋上に設置する工作物及び建築設備（ <u>避雷針等</u> を除く。）の高さは、5メートル以下でなければならない。		3 前項各号に定める部分並びに建築物と一体となって屋上に設置する工作物及び建築設備（ <u>避雷針</u> を除く。）の高さは、5メートル以下でなければならない。	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
名称	区域	名称	区域
旭ヶ丘松の台地区 地区整備計画区域	令和5年日高市告示第259号に定める川越 都市計画旭ヶ丘松の台地区地区計画の区域 のうち、地区整備計画が定められた区域	旭ヶ丘松の台地区 地区整備計画区域	令和5年日高市告示第259号に定める川越 都市計画旭ヶ丘松の台地区地区計画の区域 のうち、地区整備計画が定められた区域
<u>圏央鶴ヶ島インター チェンジ南側下</u>	令和6年日高市告示第232号に定める川越 都市計画圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側		

高萩新田地区地区整備計画区域	下高萩新田地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	
別表第2（第4条―第8条関係） <u>(1) 旭ヶ丘松の台地区地区整備計画区域</u> 略		別表第2（第4条―第8条関係） <u>旭ヶ丘松の台地区地区整備計画区域</u> 略
(2) <u>圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側下高萩新田地区地区整備計画区域</u> <u>別紙のとおり</u>		

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

令和7年8月27日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

川越都市計画圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側下高萩新田地区地区計画の都市計画決定に伴い、地区計画の区域内の適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、建築物の敷地、構造及び用途等の制限に関する規定を整備したいので、この案を提出するものである。

別紙

(2) 圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側下高萩新田地区地区整備計画区域

地区の区分	1	2	3	4
	建築物の用途の制限	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度
産業A地区 (市街化調整区域)	次の各号のいずれかに該当する建築物以外の建築物 (1) 建築基準法別表第2(わ)項(工業専用地域内に建築してはならない建築物)に掲げるもの。ただし、物品販売業を営む店舗又は飲食店の用途に供するもののうち、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以下のものを除く。 (2) 建築基準法別表第2(る)項(準工業地域内に建築してはならない建築物)第1号及び第2号に掲げるもの (3) カラオケボックスそ	10,000平方メートル (1) 建築物の敷地が地区の区分に掲げる地区の2以上にわたる場合においては、地区の区分に応じ各地区ごとの敷地の部分がそれぞれ上記に掲げる数値以上でなければならない。 (2) 圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側笠幡地区の区域、圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側地区の区域と一体となった敷地の場合は、その区域を含んだ敷地面積とする。	次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる数値。(屋根、軒、庇、階段、ランプウェイ、出窓、ベランダ、バルコニーその他これに類する建築の部分を含む。)ただし、敷地の出入口となる部分を除く。 (1) 1号壁面線の道路境界線及び水路境界線までの距離 10メートル (2) 2号壁面線の道路境界線及び水路境界線までの距離 2メートル	40メートル (1) 高さが10メートルを超える建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、平均地盤面からの高さが0メートルの水平面に圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側下高萩新田地区、圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側笠幡地区及び圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側地区が一体となった区域を越える範囲(道路及び水路を除く。)において、3時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしな

	の他これに類するもの (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 公衆浴場 (6) 診療所（当該地区内の事業所のための診療所は除く。） (7) 保育所その他これに類するもの（当該地区内の事業所のための保育施設は除く。） (8) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (9) 自動車教習所 (10) 畜舎 (11) 火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業の用に供する建築物 (12) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理業の用		なければならない。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項に規定する工業地域及び工業専用地域についてはこの限りでない。 (2) 同一の敷地内に2以上の建築物がある場合においては、これらの建築物を一の建築物とみなして、前号の規定を適用する。 (3) 前各号の規定にかかわらず、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業（同項第2号に規定する小売電気事業を除く。）の用に供する施設には適用しない。
産業B地区 （市街化調整区域）	6,000平方メートル (1) 建築物の敷地が地区の区分に掲げる地区の		31メートル (1) 高さが10メートルを超える建築物は、冬至

に供する建築物
(13)レディーミクストコ
ンクリートの製造を営
む工場

2以上にわたる場合に
おいては、地区の区分
に応じ各地区ごとの敷
地の部分がそれぞれ上
記に掲げる数値以上で
なければならない。

(2) 圏央鶴ヶ島インター
チェンジ南側笠幡地区
の区域、圏央鶴ヶ島イ
ンターチェンジ南側地
区の区域と一体となっ
た敷地の場合は、その
区域を含んだ敷地面積
とする。

日の真太陽時による午
前8時から午後4時ま
での間において、平均
地盤面からの高さが0
メートルの水平面に圏
央鶴ヶ島インターチェ
ンジ南側下高萩新田地
区、圏央鶴ヶ島インタ
ーチェンジ南側笠幡地
区及び圏央鶴ヶ島イン
ターチェンジ南側地区
が一体となった区域を
越える範囲（道路及び
水路を除く。）におい
て、3時間以上日影と
なる部分を生じさせる
ことのないものとしな
なければならない。た
だし、都市計画法第8
条第1項に規定する工
業地域及び工業専用地
域についてはこの限り
でない。

(2) 同一の敷地内に2
以上の建築物がある場合

				においては、これらの建築物を一の建築物とみなして、前号の規定を適用する。 (3) 前各号の規定にかかわらず、電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気事業（同項第2号に規定する小売電気事業を除く。）の用に供する施設には適用しない。
--	--	--	--	--

議案第67号

日高市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例の一部を改正する条例

日高市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例（令和5年条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（1）改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。

（2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。

（3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
名称	区域	名称	区域
旭ヶ丘松の台地区 地区整備計画区域	令和5年日高市告示第259号に定める川越 都市計画旭ヶ丘松の台地区地区計画の区域 のうち、地区整備計画に定める産業A地区 、産業B地区及び産業C地区	旭ヶ丘松の台地区 地区整備計画区域	令和5年日高市告示第259号に定める川越 都市計画旭ヶ丘松の台地区地区計画の区域 のうち、地区整備計画に定める産業A地区 、産業B地区及び産業C地区
圏央鶴ヶ島インタ ーチェンジ南側下 高萩新田地区地区 整備計画区域	令和6年日高市告示第232号に定める川越 都市計画圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側 下高萩新田地区地区計画の区域のうち、地 区整備計画に定める産業A地区及び産業B 地区		
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
<u>（1）旭ヶ丘松の台地区地区整備計画区域</u>		<u>旭ヶ丘松の台地区地区整備計画区域</u>	

略	略
<u>(2) 圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側下高萩新田地区地区整備計画区域</u> <u>別紙のとおり</u>	

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

令和7年8月27日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

川越都市計画圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側下高萩新田地区地区計画の都市計画決定に伴い、地区計画の区域内の良好な都市環境の形成を図るため、建築物の緑化率の最低限度に関する規定を整備したいので、この案を提出するものである。

別紙

(2) 圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側下高萩新田地区地区整備計画区域

地区の区分	1	2
	建築物の緑化率の最低限度	建築物の緑化率の最低限度を適用しない敷地面積
産業A地区 (市街化調整区域)	敷地面積の10分の2	10,000平方メートル未満
産業B地区 (市街化調整区域)		6,000平方メートル未満

備考 圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側下高萩新田地区地区整備計画区域における建築物の緑化率を算定する場合において、当該建築物の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたるときは、当該地方公共団体の区域内にある建築物の緑化施設の面積及び敷地面積を含めることができる。

議案第68号

日高市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

日高市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和44年条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
（給与の減額） 第16条 略 2 略 3 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において管理者が必要と認める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない	（給与の減額） 第16条 略 2 略 3 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において管理者が必要と認める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間

い１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、令和７年10月１日から施行する。

令和７年８月27日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、部分休業制度の取得形態が拡充されたため、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものである。

議案第69号

町の区域を新たに画すること及び字の区域を変更することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別紙変更調書のとおり、町の区域を新たに画すること及び字の区域を変更することについて議決を求める。

令和7年8月27日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

川越都市計画事業旭ヶ丘松の台土地区画整理事業の換地処分に合わせ、同事業施行区域内の町界及び町名等の整理を行うことにより、住民の日常生活の便宜及び能率的な行政事務の確保を図るため、この案を提出するものである。

変 更 調 書

1 旭ヶ丘一丁目を画する区域

大字旭ヶ丘字松の台845の一部、848の一部、861の一部、866の1の一部、866の2、868の一部、870の2、874の1の一部、877から879までの各一部、880の1の一部、880の2の一部、881の一部、882の1の一部、882の2、882の4の一部、882の5、884の1の一部、884の4、885の1、885の2、885の5から7まで、886の1から3まで、887、888の1から3まで、889の1、889の2、890の1、890の2、891の1、891の2、892の1から3まで、893から896まで、901の1から3まで、901の5、902、903の1から3まで、904の1、904の3、908の1、908の6、914、915、922、925、930、931、932の1、933の1から3まで、933の7、934の1、934の2、935の1から3まで、936、937の1、941から944まで、963の1、963の2、964の1、964の2、965、966、967の1から5まで、968の1、969、970、976の1、976の2、977、978の1及びこれらの区域に介在する道路である公有地の一部

2 旭ヶ丘二丁目を画する区域

大字旭ヶ丘字松の台752の1の一部、757の1、758、759の1、759の2、760、761、762の1から3まで、763の1、763の2、763の4、763の5、764の1、764の2、765、770、771の1、772、774の2の一部、800の一部、806、821の一部、848の一部、853の1、853の2、854、855、856の1、861の一部、866の1の一部、867、868の一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の一部

3 旭ヶ丘三丁目を画する区域

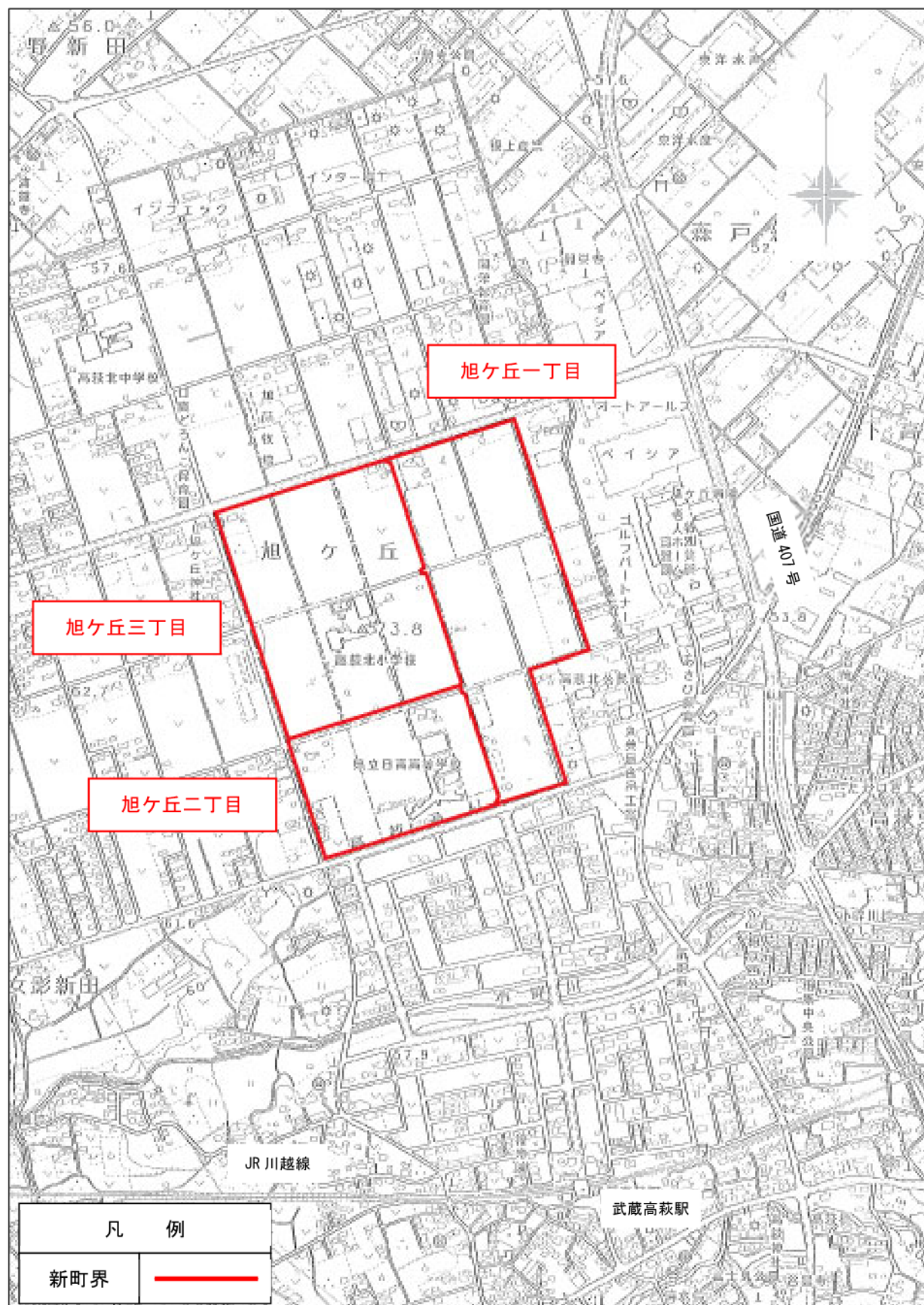
大字旭ヶ丘字松の台741の1、742の1、744の1、744の2、746の1、747の2、748の1、749の1、750、751の1、752の1の一部、774の2の一部、779の1、786、787、788の1、789の1、790の1、790の2、791、792、800の一部、821の一部、822の2、829、834、837の1、838から840まで、845の一部、846、847、848の一部、874の1の一部、877から879までの各一部、880の1の一部、880の2の一部、881の一部、882の1の一部、882の4の一部、883の1、883の2、884の1の一部、884の3及びこれらの区域に介在する道路である公有地の一部

(令和7年3月21日調査)

参考資料 I

位置図

縮尺 1:10,000

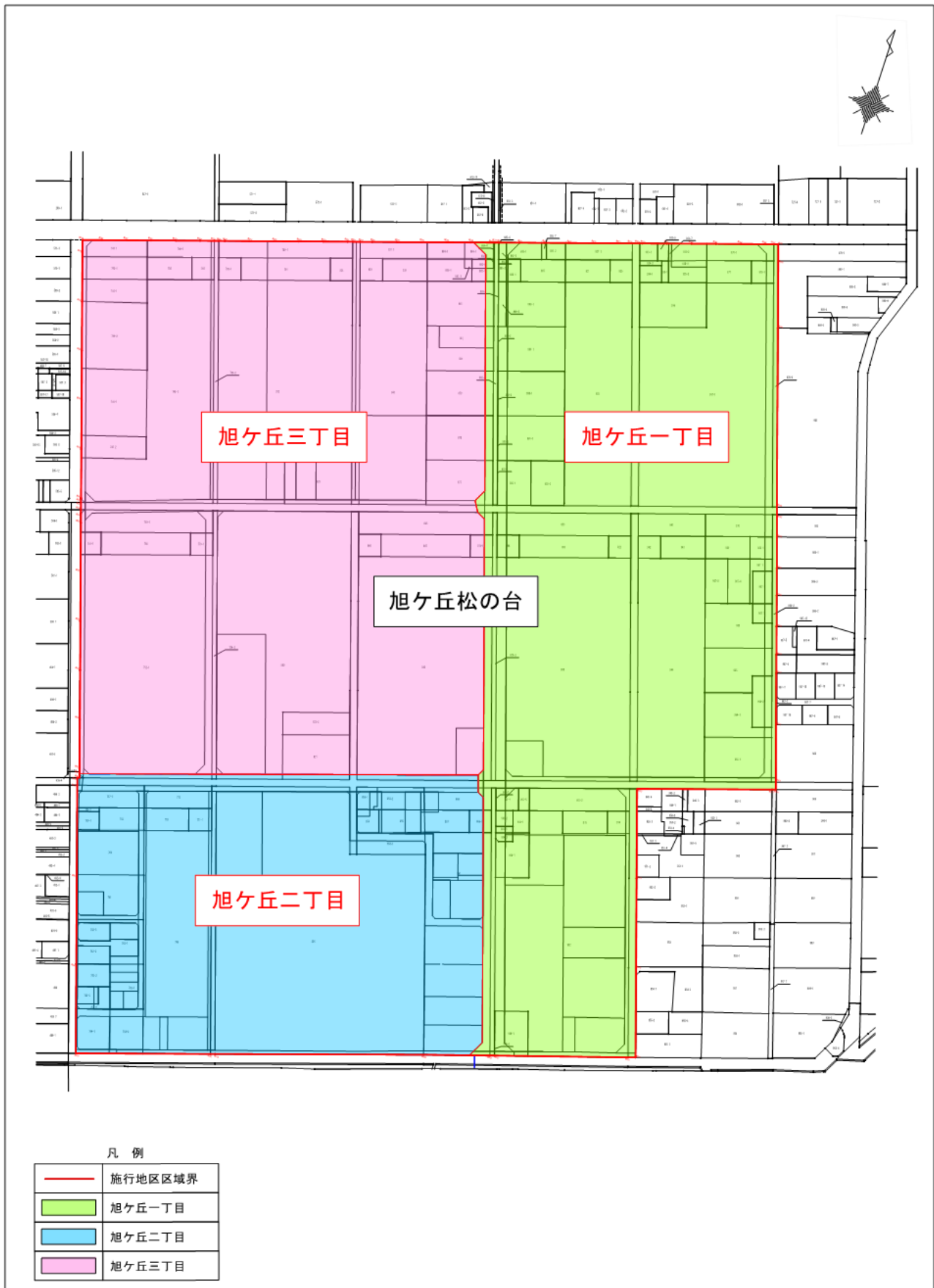


参考資料 2

旭ヶ丘松の台土地画整理事業

区域明細図

縮尺1:4000



議案第70号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦することについて意見を求める。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

高 根 視千枝

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

令和7年8月27日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

人権擁護委員大川戸章氏の任期は、令和7年12月31日で満了となることから、その後任として高根視千枝氏を同委員に推薦することについて意見を求めたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

参考資料

【個人情報のため略】